

## 権利擁護支援事業

障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会の活動概要  
 (相談件数、内容、調整委員会取扱い件数、結果など)

健康福祉部 障害福祉課

## ○令和3年度

相談件数	計	宝塚市障害福祉課	宝塚市高齢者・障害者 権利擁護支援センター
		12	10
内容	差別的取り扱い(※)	4	2
	合理的配慮の不提供(※)	6	0
合計		10	2
対応状況	調整し解決	5	1
	相談のみで終了	2	1
	あつせん申立て	3	0
合計		10	2

## 調整委員会審議結果

助言・あつせんを行った(条例第12条第2項)	1
助言・あつせんを行わなかった(条例第12条第2項第2号)	1
助言・あつせんの申し立てができないものとされた(条例第10条第4項第1号)	1
合計	3

(条例・・・宝塚市障害者差別解消に関する条例)

## ○令和4年度(令和5年2月末現在)

相談件数	計	宝塚市障害福祉課	宝塚市高齢者・障害者 権利擁護支援センター
		8	4
内容	差別的取り扱い(※)	2	3
	合理的配慮の不提供(※)	2	1
合計		4	4
対応状況	調整し解決	1	2
	相談のみで終了	3	2
	あつせん申立て	0	0
合計		4	4

※差別的取り扱い・・・障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として障害者の権利利益を侵害すること(入店拒否など)

※合理的配慮の不提供・・・障害者から社会的障壁の除去を求められた場合において、その実施にともなう負担が過重でないにもかかわらず必要かつ合理的な配慮を行わないこと